

建設キャリアアップシステムの活用について

1

用語の定義は以下のとおりである。

- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、市と協議の上で決定するものとし、業務の始期から半年後を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

2

元請事業者の事業者登録を完了すること。

3

1 名以上の技能者登録を完了すること。

4

現場へカードリーダー、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー又はこれに準ずる装置を設置すること。

5

本工事時間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 50% 以上及び平均就業履歴蓄積率 30% 以上を全て達成するよう努めること。

6

CCUS の活用に当たっては、システムの運用主体である一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとすること。

7

工事監理者は、事業者に対して上記 2～6 の達成状況について、各種登録完了メール、写真及び資料等により確認すること。